

「週刊現代」名誉毀損事件第1審判決を弾劾する

JR総連・JR東労組・梁次邦夫氏が、講談社と西岡研介を相手取り、それぞれ損害賠償と謝罪広告を求めていた裁判で東京地方裁判所は2月23日、JR総連とJR東労組それぞれに、220万円の支払を命ずる判決を言い渡した。しかし一方で、JR総連とJR東労組への謝罪広告と、梁次氏の請求はいずれも棄却するという許し難い不当な判決を発した。

講談社は、西岡研介が執筆する「テロリストに乗っ取られたJR東日本の真実」という記事を、「週刊現代」に2006年7月から2007年1月まで24回にわたって連載した。私たちは、この連載記事により社会的信用を著しく失墜させられたとして、①JR総連とJR東労組はテロリスト革マル派に支配されている②革マル派の最高幹部である松崎氏が絶対権力者であり組合民主主義がない③列車妨害に関与している④組合費を松崎氏の私的使用のために支出している⑤梁次氏は革マル派の幹部、という5点を名誉毀損として訴えた。

判決は、③列車妨害への関与については当然のことであるが、「真実とはうかがわれない」として被告らの不法行為と認定した。また、「松崎氏の訴訟負担している」とした点についてもその事実はないとして被告の不法行為を認めた。その上で全国発売の週刊誌に長期掲載したことなどから賠償金を命じた。

しかし、他の名誉毀損については被告らが「真実であると信用する相当の理由がある」と私たちの主張を斥けたのである。

裁判所が「信用する相当の理由」としているのは、何と山下八洲夫、西村眞吾ら（JR連合議員懇加盟）の国会質問と、それに対する歴代警察庁警備局長、内閣総理大臣（当時の小泉首相）らが回答した議事録である。さらには嶋田一味ら組織破壊者がJR東労組破壊を目的につくった「JR東労組を良くする会」から得た資料などである。判決は警察資料や国会答弁の内容を検証することなく、予め「公安警察は正しい」「国会答弁は正しい」を基底においた内容であり、現在の司法の反動的実態が現れた。断じて認めることはできない。

この間、足利事件や布川事件など多くのえん罪事件の実態が明らかになっている。これらのえん罪を生み出す根拠には予断を持った捜査、検証されない「証拠」や警察、検察の暴走に歯止めをかけられない司法の現実がある。

全組合員へ訴える。

不当判決への怒りと日本労働運動を強化し弾圧に対する反撃に闘いをさらに押し進めよう。JR浦和電車区事件と蒲郡駅事件の完全勝利と職場復帰を勝ち取るために、そして、たしろ選挙闘争を勝利するために全組合員で闘い抜こう！

2010年2月23日

東日本旅客鉄道労働組合